

東京電力から営業損害の賠償を打ち切られた、包括請求2年分を請求したが1年分しか認められなかった、一方的に貢献利益率を引き下げられた、などお困りの事業者の方々のご相談を弁護団の弁護士がお受けします。



原発被災者弁護団とは

・原発被災者弁護団は、東京の3つの弁護士会がバックアップして、平成23年9月に立ち上げた弁護団で、東京の弁護士約400名で構成しています。<http://ghb-law.net/>

・事業者の原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)申立てについてもこれまでに多数の解決実績があります(営業損害・風評被害・間接被害・除染費用・事業所移転費用・廃業損害等)。

* 当弁護団による法人案件の累計ADR申立て件数: 159社

開催日時

6月3日(土曜日)11時から17時

開催場所

いわき産業創造館

(福島県いわき市平字田町120番地 LATOV6階
/JRいわき駅徒歩3分)

対象

原発事故被害を受けた事業者の方
(法人・個人を問いません)

相談時間

1事業者について1時間以内
(これまでの東京電力への請求資料や原発事故前後の決算書などをご持参いただくと相談がスムーズです)

相談料

無料

相談に引き続き、当弁護団にご依頼される場合には、弁護団の報酬基準による契約が必要です。

予約

電話番号 0120-121-317(携帯電話可)
予約制です。平日10時から17時まで受付。
5月31日までにご予約ください。

報酬基準

[弁護団の報酬基準(いずれも消費税別)]

- ① 直接請求の場合 着手実費:1万円, 報酬金:東電支払額の3~6%
- ② 原発ADRの場合 着手実費:1万円, 着手金:5~10万円, 報酬金:東電支払額の5~10%



お気軽に!

